



3587

事 務 連 絡
平成 27 年 3 月 10 日

沖縄県医師会長 様

九州厚生局沖縄事務所長

平成 26 年度診療報酬改定において経過措置を
設けた施設基準の取扱い等について

日頃から医療保険の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）等において、これまでにお示しをしているところですが、平成 27 年 2 月 27 日付で厚生労働省保険局医療課より、再周知の事務連絡が発出されました。

経過措置の終了に伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降において経過措置に係る施設基準を満たしていない場合は、平成 27 年 4 月 1 日から当該診療報酬を算定できないものであり、その場合は、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであることについて、九州厚生局ホームページにて、お知らせしております。

つきましては、貴会におかれましても会員各位に周知方及びご理解ご協力の程をよろしくお願いいたします。

なお、特に下記の内容についてご留意をお願いいたします。

1. 「感染防止対策加算 1」、「救命救急入院料 2 又は 4」又は「特定集中治療室管理料 3 又は 4」を平成 26 年 3 月 31 日において届出していた保険医療機関のうち、まだ届出直しを行っていない保険医療機関は、平成 27 年度以降も算定するためには、施設基準の届出直しが必要となります。

届出にあたっては、「経過措置」に係る届出であることを明記願います。

2. 「処置・手術の通則に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1」の届出を行っている保険医療機関であって、特掲通知第 56 の 2 の 7 の (3) のア又はイのいずれかを実施しており、その内容を届け出ている場合、まだ就業規則の写しを提出していない保険医療機関が平成 27 年度以降も算定するためには、就業規則の写しの提出が必要となります。
3. 「地域包括診療加算」、「地域包括診療料」、「ADL 維持向上等体制加算」及び「回復期リハビリテーション病棟入院料の「注 5」に掲げる体制強化加算」の届出を行っている保険医療機関のうち、当初の届出時に研修実績がなく、また平成 26 年度中に研修実績を提出していない保険医療機関については、受講証等の提出が必要となります。